

重要事項説明書

訪問介護

札幌市訪問介護相当型サービス

事業所名：訪問介護ステーショングリーンビレッジ

事業者：株式会社 カナディアンホーム

訪問介護重要事項説明書

[令和7年8月9日現在]

要介護状態にある方に対するサービスの提供開始にあたり、当事業所が説明すべき重要事項を次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者名（法人名）	株式会社カナディアンホーム
事務所の所在地	札幌市西区山の手7条7丁目1番12号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 塩崎康男
設立年月日	昭和61年1月30日
電話番号・FAX番号	011-621-5221 / 011-621-5226
法人が実施する介護事業	訪問介護事業・障害福祉事業・住宅型有料老人ホーム

2 事業所の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	訪問介護ステーショングリーンビレッジ
所在地	札幌市東区東苗穂6条1丁目5-11-101
介護保険指定番号	訪問介護 (第0170207922号)
サービスを提供する地域	札幌市内
併設事業	障害福祉事業
第三者評価の実施	無し

(2) 営業時間

月～金	午前9:00 ~ 午後6:00
-----	-----------------

(3) 職員体制

	職務の内容	人員数
管理者	従業員および業務の管理を一元的に行う。	1名（兼務可能）
サービス提供責任者	介護福祉士の資格を持つ者が、指定訪問介護利用の申し込みに関わる調整、訪問介護計画の作成並びに利用者の説明、サービス内容の管理を行う。	1名以上 （利用者40名につき1名）
訪問介護員	介護福祉士・実務研修修了者・初任者研修修了者・ヘルパー1級・ヘルパー2級・看護師の資格を持つ者が訪問介護計画書に基づき、日常生活に必要な指定訪問介護サービスを提供する。	2.5名以上 （常勤換算）

(4) サービス提供の時間帯

	早朝 6:00~8:00	通常時間帯 8:00~18:00	夜間 18:00~22:00	深夜 22:00~6:00
平日・土	○	○	○	○
日・祝日	○	○	○	○

※ 時間帯により料金が異なります。

3 サービス内容

- (1) 身体介護 ① 食事介助 ② 入浴介助 ③ 排泄介助 ④ 清拭 ⑤ 体位変換 等
(2) 生活援助 ① 買い物 ② 調理 ③ 掃除 ④ 洗濯 等
(3) その他サービス ① 介護相談 等

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は原則として基本料金（料金表）の1割又は2割、3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

〔料金表—基本料金・通常時間〕地域加算7級地（10.21円を乗じた金額）

身体介護	20分以上30分未満	30分 ～1時間未満	1時間以上～ 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増すごとに)
	254円	403円	589円	84円
生活援助	20分以上45分未満	45分以上		
	185円	228円		

- ※ 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。
- ※ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）定められた目安の時間を基準とします。
- ※ やむを得ない事情で、且つお客様の同意を得て、サービス従業者2人で訪問した場合は2人分の料金をいただきます。
- ※ 初回のサービス提供責任者のサービス（または同行）は、200単位 219円をいただきます。
- ※ 緊急時訪問介護加算（100単位100円）身体介護にて緊急に訪問介護が必要となり、担当の介護支援専門員が必要と認めた場合にいただく費用です。
- ※ 特定事業所加算（Ⅱ）として、所定単位に10%加算した単位の1割から3割の負担金をいただきます。
- ※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）として22.4%が加算されます。
- ※ 当事業所に併設している高齢者向け住宅等に入居されている方及び隣接する敷地内の建物に居住されている方の料金は90/100の算定になります。

札幌市訪問介護相当型サービス利用料金の自己負担額

札幌市訪問介護相当型サービス（要支援1・2）地域加算7級地（10.21円を乗じた金額）

	所定単位数/月
要支援1・2で週1回程度の利用	1,168単位（1,192円）
要支援1・2で週2回程度の利用	2,335単位（2,384円）

(1) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

サービスを提供する地域以外にお住まいの方は、サービス従業者がお尋ねするための交通費の実費をいただきます。

(2) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

①	ご利用日の前営業日の18時までにご連絡いただいた場合	無料
②	ご利用日の直前までにご連絡がなかった場合	基本料金の10%

(3) その他

- ① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様のご負担になります。
- ② 通院介助などで交通機関を利用した場合、サービス従業者の交通費はお客様のご負担になります。
- ③ 料金の支払方法
料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月25日までに当月分の料金を請求いたしますので、翌々月2日までにお支払いください。お支払い方法は、原則銀行振り込みまたは自動振替とさせていただきます。振込手数料および自動振替手数料はお客様のご負担となります。

- ④ まれに、交通事情によりサービス時間が多少前後することがございますがご了承ください。
- ⑤ サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。
- ⑥ お客さまのご希望に沿ってヘルパーを決めておりますが固定ヘルパーご希望の場合、必ずしもご希望に添えない場合がございます。やむを得ずヘルパーが変更する場合もございますのでご了承ください。
- ⑦ 誠に恐縮ではございますが、お茶・お菓子などの心遣いをご遠慮下さい。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。訪問介護計画書（第一棒訪問事業訪問介護計画書）と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了します）

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕又は要支援と認定された場合 ※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ お客様が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 緊急時の対応

利用者の事故・病状急変及び急病等の場合は、利用者の状態と安全を確保し、管理者や医師、協力医療機関等に状態等を連絡して指示を受け対応します。状態等に応じて救急車の要請を行い、ご家族、緊急連絡先、居宅介護支援事業所等に速やかに状況の報告を行います。必要に応じて警察署・保健所・市等の関係機関に連絡し指示を受けます。緊急時は24時間対応できる体制づくりをしております。営業時間外も緊急時は電話対応可能です。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

6 当事業所の訪問介護サービスの特徴など

事 項	有無	備 考
従業員への研修の実施	有	1ヶ月に1回全体研修があります
サービスマニュアルの作成	有	

7 虐待防止のための措置

利用者の人権擁護、虐待防止等のため、従業者に対する虐待防止の啓発・普及を目的とした研修を実施します。

8 身体拘束適正化のための措置

利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他の行動を制限する行為を行いません。

9 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情窓口

担当 管理者 渡辺洋子 電話 011-787-1301

(2) その他（当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます）

- ・札幌市東区役所 保健福祉課 011-741-2466 平日8:45-17:15
- ・札幌市保健福祉局 高齢保険福祉部 介護保険課 011-211-2972 平日8:45-17:15
- ・北海道高齢者総合相談センター 011-251-2525 平日9:00-17:00
- ・北海道福祉サービス運営適正化委員会 011-204-6310 平日9:00-17:00
- ・北海道国保連 介護サービス苦情相談窓口 011-231-5175 平日9:00-17:00

事業内容

訪問介護事業

事業者 札幌市西区山の手7条7丁目1番12号
株式会社カナディアンホーム
代表取締役 塩崎 康男 印

事業所 札幌市東区東苗穂6条1丁目5-11-101
訪問介護ステーション グリーンビレッジ
(指定番号 0170207922)

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

【利用者】

氏名 _____ 印

【身元引受人】

氏名 _____ 印

【身元引受人】

氏名 _____ 印